

令和6年10月分から

児童手当制度が 大きく変わります

変更点をご確認のうえ
手続きが必要となる方は
ご対応をお願いします

4つの主な変更点



変更点 1

支給対象期間が高校生年代まで延長されます

- 児童手当の支給対象となる子の年齢はこれまで「中学校卒業まで」でしたが、「0歳から高校生年代（※）まで」に延長されます。

手当月額		
	0歳から3歳未満	<u>15,000円</u>
	3歳から高校生年代	<u>10,000円</u>
	第3子以降	<u>30,000円</u>

大学生年代（※）の子から数えて
3番目以降の子に第3子加算の
増額が適用されます。

※高校生年代 = 15歳到達後の最初の4月1日から18歳到達後の最初の3月31日までの子
(令和6年度は、平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ)

※大学生年代 = 18歳到達後の最初の4月1日から22歳到達後の最初の3月31日までの子
(令和6年度は、平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ) (条件あり)

変更点 2

所得制限が撤廃されます



- 所得額が所得制限限度額以上で特例給付（月5,000円）を受給されていた方や、所得上限限度額以上で手当を受給していない方についても、児童手当が支給されます。
- ただし、所得制限撤廃後も、父母など2人以上の者が同一の児童を監護し、かつ、児童と生計を同じくする場合には、これらの方のうち「生計を維持する程度が高い者（原則所得の高い方）」が受給者（請求者）になります。

※令和6年6月～9月分の手当は改正前の制度が適用されるため、所得により額を決定します。

※「監護」とは、児童の生活について社会通念上必要とされる監督、保護を行っていること（面倒をみている）をいいます。

裏面に続きます。ご確認ください。

変更点 3

第3子加算の支給額・カウント方法が変わります

- 第3子以降の子の手当月額が「15,000円」から「30,000円」に増額されます。
- 第3子以降の加算対象となる子の年齢はこれまで「3歳から小学校卒業まで」でしたが、「0歳から高校生年代まで」に拡大されます。
- 「第3子」の数え方はこれまで「高校生年代から数えて3番目以降の子」でしたが、「大学生年代の子から数えて3番目以降の子」が加算対象となります。(※)

※保護者が大学生年代の子の生活費等を経済的に負担している場合に適用されます。(適用を受けるには確認書の提出が必要です)



変更点 4

児童手当の支払い月が年3回から年6回に変わります

- 児童手当の支払い月はこれまで年3回(6月、10月、2月)でしたが、制度改正後は年6回(偶数月)となります。
- 制度改正後の最初の支払日は、令和6年12月10日を予定しています。(令和6年10月10日支払(令和6年6月～9月分)は、改正前の手当額を支給します)

! 現在児童手当を受給していない方、児童手当を受けているが加算対象となる大学生年代の子がいる場合などはお手続きが必要です

- 新居浜市こども未来課に登録のある児童手当受給者(資格が消滅していない方)、新居浜市に住民登録のある高校生年代の年齢までの児童のいる世帯の世帯主宛てに、案内書類を発送します。手続きの可否をご確認ください。
- 住民登録地が新居浜市外である高校生年代相当の児童を養育している方は、対象者を特定できないため、個別の案内を送付することができません。恐れ入りますが、書類を送付しますので、新居浜市こども未来課までご連絡ください。
- 手続きが必要か判断に迷う方はお問い合わせいただくか、市ホームページにフローチャートを掲載していますので参考にしてください。▶▶▶▶

